様式第34号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

公　　第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

報　告　等　要　請　書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第15条の２第３項の規定により提出され，平成　　年　　月　　日付け公　吸分第　　号をもって受理した貴社の吸収分割に関する計画に関する調査のため必要がありますから，下記事項について提出してください。

記

注意　公正取引委員会が，法第15条の２第４項において読み替えて準用する法第10条第９項に定めるところにより，法第17条の２の規定により当該吸収分割に関する計画に関し必要な措置を命ずるため，法第49条第５項の規定による通知をする場合には，平成　　年　　月　　日から120日を経過した日とこの報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第35号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

公　　第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

報　告　等　要　請　書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第15条の３第２項の規定により提出され，平成　　年　　月　　日付け公　共移第　　号をもって受理した貴社の共同株式移転に関する計画に関する調査のため必要がありますから，下記事項について提出してください。

記

注意　公正取引委員会が，法第15条の３第３項において読み替えて準用する法第10条第９項に定めるところにより，法第17条の２の規定により当該共同株式移転に関する計画に関し必要な措置を命ずるため，法第49条第５項の規定による通知をする場合には，平成　　年　　月　　日から120日を経過した日とこの報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第36号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

公　　第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

報　告　等　要　請　書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第16条第２項の規定により提出され，平成　　年　　月　　日付け公　譲第　　号をもって受理した貴社の事業等の譲受けに関する計画に関する調査のため必要がありますから，下記事項について提出してください。

記

注意　公正取引委員会が，法第16条第３項において読み替えて準用する法第10条第９項に定めるところにより，法第17条の２の規定により当該事業等の譲受けに関する計画に関し必要な措置を命ずるため，法第49条第５項の規定による通知をする場合には，平成　　年　　月　　日から120日を経過した日とこの報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第四十二号の次に次の様式を加える。

様式第43号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

公　　第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

排除措置命令を行わない旨の通知書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第２項（同条第５項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により提出され，平成　　年　　月　　日付け公　株第　　号をもって受理した貴社の株式取得に関する計画については，同法第49条第５項の規定による通知をしないこととしましたので，昭和28年公正取引委員会規則第１号第９条の規定により，その旨を通知します。

様式第44号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

公　　第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

排除措置命令を行わない旨の通知書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条第２項の規定により提出され，平成　　年　　月　　日付け公　合第　　号をもって受理した貴社の合併に関する計画については，同法第49条第５項の規定による通知をしないこととしましたので，昭和28年公正取引委員会規則第１号第９条の規定により，その旨を通知します。